

虐待防止及び身体拘束廃止マニュアル

(株) プライムワン
メディケアシステム訪問看護事業部

I、虐待防止に関する事項

1、基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。事業所における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2、虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3、虐待防止・身体拘束廃止委員会の設置及び虐待防止・身体拘束廃止に関する責務等

虐待の防止・身体拘束廃止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止・身体拘束廃止委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに虐待防止・身体拘束廃止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

(1) 委員会の名称は「虐待防止・身体拘束廃止委員会」とする。

(2) 委員会の委員長は、事業担当者が務める。

- (3) 委員会の委員は運営会議出席者とするが、必要により数名を選出することがある。
- (4) 委員会は、年 1 回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。
- (5) 委員会の審議事項
 - 基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
 - 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
 - 虐待防止・身体拘束廃止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
 - 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。
 - 虐待発見時の対応に関すること。
 - その他人権侵害、虐待防止に関すること

4、虐待防止・身体拘束廃止のための職員研修に関する方針

虐待防止・身体拘束廃止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修(年 1 回以上)を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止・身体拘束廃止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、運営会議議事録に記録し保管する。

5、虐待防止・身体拘束廃止に関する責務等

- (1) 虐待防止・身体拘束廃止に関する統括は本部が行い責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止・身体拘束廃止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止身体・拘束廃止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止・身体拘束廃止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

《尼崎市》・尼崎市役所福祉局高齢介護課・包括支援担当 電話番号 06-6489-6356
・各地域包括支援センター

施設名	所在地	電話
「中央西」地域包括支援センター	尼崎市神田中通 9 丁目 291	06-6430-5615
「中央東」地域包括支援センター	尼崎市東本町 4 丁目 103-11	06-4868-8300
「小田北」地域包括支援センター	尼崎市潮江 1 丁目 15-2-120	06-6498-5111
「小田南」地域包括支援センター	尼崎市金楽寺町 2 丁目 7-7	06-6488-0180
「大庄北」地域包括支援センター	尼崎市崇徳院 2 丁目 159 K マンション JIN2-1 階	06-6430-0511
「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市大庄西町 4 丁目 3-9	06-6417-0125
「立花北」地域包括支援センター	尼崎市富松町 3 丁目 3-6	06-6422-3333

「立花南」地域包括支援センター	尼崎市三反田町 3 丁目 3-16	06-6428-7112
「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市南武庫之荘 1 丁目 25-18	06-4962-5308
「武庫西」地域包括支援センター	尼崎市武庫元町 1 丁目 26-3	06-6438-3955
「園田北」地域包括支援センター	尼崎市田能 5 丁目 10-25	06-6498-0826
「園田南」地域包括支援センター	尼崎市小中島 2 丁目 10-20	06-6494-8087

《西宮市》・西宮市役所 福祉のまちづくり課 0798-35-3288

・各地域包括支援センター

施設名	所在地	電話
生活支援課高齢者支援チーム	六湛寺町 10-3	0798-35-3175
高齢者あんしん窓口安井	城ヶ堀町 1-39	0798-37-1870
高齢者あんしん窓口今津南	今津巽町 7-10	0798-32-1702
高齢者あんしん窓口浜脇	久保町 14-12	0798-35-2440
高齢者あんしん窓口西宮浜	西宮浜 3 丁目 7-7	0798-32-6064
高齢者あんしん窓口小松	小松北町 2 丁目 8-1	0798-45-7810
高齢者あんしん窓口高須	高須町 1 丁目 7-91	0798-44-4505
高齢者あんしん窓口浜甲子園	枝川町 17-40	0798-42-3530
高齢者あんしん窓口上甲子園	上甲子園 5 丁目 7-21	0798-38-6031
高齢者あんしん窓口深津	芦原町 1-20	0798-64-0050
高齢者あんしん窓口瓦木	林田町 7-17	0798-68-2702
高齢者あんしん窓口甲山	石劔町 19-13	0798-71-9904
高齢者あんしん窓口甲武	段上町 6 丁目 24-1	0798-54-8883
高齢者あんしん窓口甲東	上甲東園 2 丁目 11-60	0798-57-5280
高齢者あんしん窓口塩瀬	名塩さくら台 2 丁目 44	0797-63-3320
高齢者あんしん窓口山口	山口町上山口 4 丁目 26-14	078-903-0525

《芦屋市》・各高齢者生活支援センター

施設名	所在地	電話
東山手高齢者生活支援センター	芦屋市旭ヶ丘町 6-9	0797-32-7552
精道高齢者生活支援センター	芦屋市呉川町 14-9(保健福祉センター内)	0797-34-6711
西山手高齢者生活支援センター	芦屋市山芦屋町 9-18(アクティブライフ山芦屋内)	0797-25-7681
潮見高齢者生活支援センター	芦屋市潮見町 31-1(あしや喜楽苑内)	06-6488-0180

《伊丹市》・伊丹市役所 介護保険課 072-784-8037

施設名	所在地	電話
天神川・荻野地域包括支援センター	荒牧 5-16-27 伊丹荒牧デイサービスセンター内	072-777-7002
稲野・鴻池地域包括支援センター	昆陽池 1-105 特別養護老人ホーム桃寿園内	072-780-1733
伊丹・摂陽地域包括支援センター	行基町 1-98 伊丹中央デイサービスセンター内	072-775-2776
笹原・鈴原地域包括支援センター	南野 2-3-25 ラスタホール内	072-773-6223
桜台・池尻地域包括支援センター	中野西 1-18 特別養護老人ホームあそか苑内	072-744-1475
花里・昆陽里地域包括支援センター	寺本 6-150 特別養護老人ホーム伸幸苑内	072-767-9939
神津・有岡地域包括支援センター	森本 1-8-19 特別養護老人ホームケイ・メゾンときめき内	072-777-8055
緑丘・瑞穂地域包括支援センター	北園 1-19-1 在宅複合型施設ぐろ〜りあ内	072-777-3652
南地域包括支援センター	中央 4-5-6 特別養護老人ホームオアシス千歳内	072-771-8566
伊丹市地域包括支援センター	広畑 3-1 いたみいきいきプラザ内	072-787-6797
伊丹市役所 地域・高年福祉課	千僧 1-1	072-784-8099

6、虐待の早期発見等への対応

(1)、虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要となる。

(2)、虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること。また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報、相談することとする。さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努める。

7、職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する。虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

(1) 意識の重要性

- 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- 利用者との人間関係が構築されている(親しい間柄)と、独りよがりで思い込まないこと。
- 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- 虐待(疑い)を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
- 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

II. 身体拘束廃止に関わる事項

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない医療・介護を実践することとする。

(1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急又はやむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行われない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止に関する基本指針

- (1) 身体拘束の原則禁止 当法人においては、原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

- ① 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。
- ② また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者 に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急身体拘束廃止委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として関係する部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に対する同意書を送付する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告をする。

(5) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的行為である。

- ① 徘徊しないように、車イスやイス・ベットに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐などで縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車イス・椅子からズリ落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
- ⑦ 立ちあがる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために介護服（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

4. 身体拘束廃止に関する各職種の役割

身体拘束廃止のためにチームケアを行う上で各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

(1) 職種ごとの役割

- ① 法人本部：身体拘束廃止委員会の総括管理
- ② 看護職員・リハビリ職員
 - ・医師との連携
 - ・施設における医療行為の範囲の整備
 - ・重度化する利用者の状態観察
 - ・記録の整備
- ③ 管理者
 - ・身体拘束廃止に向けた職員教育
 - ・医療機関、家族との連絡調整
 - ・家族の意向に添ったケアの確立

- ・ハード、ソフト面の改善
- ・チームケアの確立

5、本指針の閲覧

本指針はいつでも閲覧できるように所内に保管すると共に、求めに応じて利用者及び家族が閲覧できるよう提示を可能とする。

附則

本指針は 2024 年 6 月 1 日より施行する